

第42号議案

臨時代理の承認について  
(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定により、その承認を求めます。

令和5年12月22日

群馬県教育委員会  
教育長 平田郁美

# 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

学校人事課

## 1. 改正の概要

令和5年人事委員会報告及び勧告に基づく給与改定等及び県立みらい共創中学校の設置（令和6年4月1日開校予定）のため所要の改正を行うもの。

## 2. 改正内容

- (1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正
  - ① 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う、令和5年12月期以降の勤勉手当の成績率の改正
  - ② 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う、令和6年6月期以降の勤勉手当の成績率の改正
  - ③ 夜間学級担当手当の新設
- (2) 平成18年改正規則の一部改正
  - ① 経過措置として規定した令和5年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正
  - ② 経過措置として規定した令和6年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正

## 3. 施行期日

- ・ 2の(1)①、(2)①：公布日
- ・ 2の(1)②及び③、(2)②：令和6年4月1日

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

## 群馬県教育委員会規則第二十号

### 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十以上百分の二百」を「百分の百二十四以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百八・五以上百分の百二十」を「百分の百十二・五以上百分の百二十四」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十七」を「百分の百一」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の四十九・五」を「百分の五十一・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六」を「百分の四十八」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。  
第二十八条の十の次に次の一条を加える。

(夜間学級担当手当)

第二十八条の十一 教育職員が条例第十七条第一項第十四号に定める業務に従事した場合には、勤務一月につき当該職員の給料月額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の手当を支給する。

一 夜間学級を置く中学校の校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)、本務として夜間学級に関する校務をつかさどる副校長及び本務として夜間学級に関する校務を整理する教頭 百分の七

二 夜間学級を置く中学校の教員(本務として夜間学級の教育に従事する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。) 百分の九

第三十条中「特殊勤務手当」の下に「(第二十八条の十一に定める手当を除く。)」を加える。

第三十一条第一項中「特殊勤務手当は、」を「特殊勤務手当(第二十八条の十一に定める手当を除く。)」に改め、「支給定日に」の下に「支給し、同条に定める手当は給料の支給方法に準じて」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二十八条の十一に定める手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。

一 出張中の場合

二 研修中の場合

三 勤務しなかつた場合(条例第二十六条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(派遣をされた学校職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む

む。)により、条例第十八条の規定により勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除く。)

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十四以上百分の二百十」を「百分の百二十一・五以上百分の二百五」に改め、同項第二号中「百分の百十二・五以上百分の百二十四」を「百分の百十以上百分の百二十一・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の百一」を「百分の九十八・五」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十一・五」を「百分の五十・二五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十八」を「百分の四十六・七五」に改める。

第四十四条の十一第一号中「もの」の下に「(次号に掲げる学校職員を除く。)」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 条例第二十四条の三第一項に規定する学校職員で第二十八条の十一に定める手当を支給されるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第九に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(同条に定める手当の支給を受けない期間にあつては、別表第九に掲げる額)

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

附則第五項中「百分の九十五」を「百分の百」に改める。

第四条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十」を「百分の二百五」に改める。

附則第五項中「百分の百」を「百分の九十七・五」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項並びに第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十四以上百分の二百十以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百十二・五以上百分の百二十四未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の百一</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の百一未満</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十一・五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十八</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十八未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定め</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十以上百分の二百以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百八・五以上百分の百二十未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の九十七</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の九十七未満</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の四十九・五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十六</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十六未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定め</p>

改正後	改正前
る場合に準用する。	る場合に準用する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年十一月四日教育委員会規則第十七号）の一部を改正する規則新旧対照表（第二条関係）

改正後	改正前
<p><u>（夜間学級担当手当）</u>  <u>第二十八条の十一 教育職員が条例第十七条第一項第十四号に定める業務に従事した場合には、勤務一月につき当該職員の給料月額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の手当を支給する。</u></p> <p>一 <u>夜間学級を置く中学校の校長（本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。）</u>、<u>本務として夜間学級に関する校務をつかさどる副校長及び本務として夜間学級に関する校務を整理する教頭</u> 百分の七</p> <p>二 <u>夜間学級を置く中学校の教員（本務として夜間学級の教育に従事する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。）</u> 百分の九</p> <p>（特殊勤務実績簿）            第三十条 この章で定める特殊勤務手当（<u>第二十八条の十一に定める手当を除く。</u>）は、別に定める様式による特殊勤務実績簿により支給するものとする。</p> <p>（支給方法）            第三十一条 この章で定める<u>特殊勤務手当（第二十八条の十一に定める手当を除く。）</u>は、その月分を翌月の支給定日に<u>支給し、同条に定める手当は給料の支給方法に準じて支給する。</u>ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 第十条第一項に規定する学校職員には、条例第二十二条の二の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、第二十七条及び第二十八条の四から第二十八条の七までに定める手当は、支給しない。</p> <p>3 同一の日において、第二十八条の四から第二十八条の七までに定める二以上の業務に従事した場合は、最も高い手当の額の一の業務に係る手当を支給する。</p> <p>4 <u>第二十八条の十一に定める手当は、月の一日から末日までの間におい</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（特殊勤務実績簿）            第三十条 この章で定める特殊勤務手当 _____ は、別に定める様式による特殊勤務実績簿により支給するものとする。</p> <p>（支給方法）            第三十一条 この章で定める<u>特殊勤務手当</u> _____ は、その月分を翌月の支給定日に _____ 支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 第十条第一項に規定する学校職員には、条例第二十二条の二の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、第二十七条及び第二十八条の四から第二十八条の七までに定める手当は、支給しない。</p> <p>3 同一の日において、第二十八条の四から第二十八条の七までに定める二以上の業務に従事した場合は、最も高い手当の額の一の業務に係る手当を支給する。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>て引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</u></p> <p><u>一 出張中の場合</u></p> <p><u>二 研修中の場合</u></p> <p><u>三 勤務しなかつた場合（条例第二十六条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣をされた学校職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により、条例第十八条の規定により勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除く。）</u></p> <p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十一・五以上百分の二百五以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百十以上百分の百二十一・五未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の九十八・五</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の九十八・五未満</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十四以上百分の二百十以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百十二・五以上百分の百二十四未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の百一</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の百一未満</u></p> <p>2～3 （略）</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に</p>



改正後	改正前
<p>基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十・二五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十六・七五</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十六・七五未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。</p> <p>第四十四条の十一 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（短時間勤務学校職員にあつては、その額に短時間勤務学校職員に係る算出率とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 条例第二十四条の三第一項に規定する学校職員で小学校中学校教育職給料表の適用を受けるもの <u>（次号に掲げる学校職員を除く。）</u> その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務学校職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第九に掲げる額</p> <p>二 <u>条例第二十四条の三第一項に規定する学校職員で第二十八条の十一に定める手当を支給されるもの</u> <u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第九に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（同条に定める手当の支給を受けない期間にあつては、別表第九に掲げる額）</u></p> <p>三～七 （略）</p>	<p>基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十一・五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十八</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十八未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。</p> <p>第四十四条の十一 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（短時間勤務学校職員にあつては、その額に短時間勤務学校職員に係る算出率とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>一 条例第二十四条の三第一項に規定する学校職員で小学校中学校教育職給料表の適用を受けるもの _____ その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務学校職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第九に掲げる額</p> <p>二 <u>削除</u></p> <p>三～七 （略）</p>

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年群馬県教育委員会規則第25号）の一部を改正する規則新旧対照表（第三条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百十</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の九十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6（略）</p>

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年群馬県教育委員会規則第25号）の一部を改正する規則新旧対照表（第四条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3（略） （勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の九十七・五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6（略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～3（略） （勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号までに規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百十</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一号及び第二号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>6（略）</p>

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項並びに第三条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令和五年十二月一日から適用する。